

令和2年度 第24回庁議要旨

日時：令和3年3月24日（水）

午後1時20分～午後2時30分

会場：防災センター

[審議事項]

1 石巻市移転元地等利活用ガイドラインの策定について（復興政策部・半島復興事業部）

東日本大震災により甚大な被害を受けた本市半島沿岸部の移転元地等については、一部を公共施設用地等として利用しているものの、未だ多くの土地が未利用となっており、当該土地の維持管理が課題となっているため、令和2年5月12日に「石巻市半島沿岸部災害危険区域内市有地の利活用等基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。

基本方針では、地区内居住者による土地の利活用を促進することにより、半島沿岸部の活性化や地域交流拡大と、未利用地の維持管理経費の削減を図ることを目的としている。また、新たな土地利用の推進策として、「①土地の貸付条件の緩和」、「②土地利用のための補助金の創設」、「③移転元地等活用推進計画の認定と官民連携活用地の指定」の3つの視点で、総合的に取り組むこととしている。

移転元地等の適正な管理と、公益性・公平性・有効性の高い移転元地等の利活用を推進するとともに、維持管理経費を削減することを目的として、「石巻市移転元地等利活用ガイドライン」を策定する。

(1) 主な内容

- ・ガイドラインの構成（方針案については別紙のとおり）

第1 目的

第2 土地利用の方針

第3 土地利用の推進施策

- 1 地区共同利用及び農業利用による貸付料の減免措置
- 2 地区共同利用及び農業利用に対する補助金制度の創設
- 3 公募抽選の方法によらない貸付け
- 4 移転元地等利活用推進計画
- 5 一般公募の開始
- 6 市関係部局との連携

(2) 今後の予定

令和3年4月～ 地区会長会等において、本ガイドラインを説明し、必要に応じて住民説明会、住民懇談会を開催し、各地区の土地利用計画を検討

令和3年7月 （仮称）石巻市移転元地等の利活用に関する補助金交付要綱の制定及び石巻市災害危険区域内における市有地の貸付け及び売払いに関する要領の改正予定

2 石巻市総合交通戦略の見直し及び庁内ワーキンググループの設置について（復興政策部）

本市では、平成27年度に策定した「石巻市総合交通戦略」に基づき、これまで様々な再編事業等の交通施策を実施してきており、一定の成果があげられているものの、本市の交通課題はなお山

積し、今後も利便性向上のための施策等が必要な状況である。

この状況の中、令和2年11月27日施行の「地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律」や令和2年度での復興事業の完了等を踏まえ、現行の総合交通戦略を見直す必要が生じた。

また、現行の石巻市総合交通戦略では、平成28年度から令和2年度までの5年間の前期期間、令和3年度から令和7年度までの5年間の後期期間として位置付けており、今年度は前期期間中に実施した施策の整理等を行っている。

当初は、令和2年度中に前期期間の施策の内容等を踏まえ、後期期間に実施すべき交通施策の方向性等を取りまとめる予定であったが、法改正等の内容を踏まえ、令和3年度までの2か年度において交通戦略の改定を実施することとし、改定に際しては、多岐にわたる調査・検討を行う必要があることから、庁内検討組織を設置する。

以上により、更なる利用者の利便性向上を図る。

(1) 主な内容

- ① 令和2年度から令和3年度において、総合交通戦略の見直しを実施する。
- ② 庁内検討組織として「石巻市総合交通戦略改定庁内ワーキンググループ」を設置する。

(2) 今後の予定

令和3年 4月 石巻市総合交通戦略改定庁内ワーキンググループの設置

※ 令和3年度中に改定後の石巻市総合交通戦略策定予定

3 石巻市人材育成基本方針の改訂並びに第2次石巻市人材育成基本計画及び第5次石巻市職員研修計画の策定について（総務部）

本市職員の人材育成については、これまで「震災復興期間における人材育成の指針」とする石巻市人材育成基本方針（平成26年12月改訂）を踏まえ、石巻市人材育成基本計画（前期・後期）及び石巻市中期職員研修計画（第3次・第4次）に基づき推進してきた。

震災から10年が経過し、現在、本市は新たな局面を迎えようとしており、震災復興期間終了後の行政運営を見据えた人材育成が求められている。

震災復興後の様々な行政課題や多様化、複雑化する市民ニーズに対応できる人材を育成し、質の高い行政サービスを提供することにより、市民満足度が高く、持続可能な行政運営の実現を目指す。

(1) 主な内容

「震災復興期間終了後における人材育成の指針」とするため、石巻市人材育成基本方針を改訂し、あわせて第2次石巻市人材育成基本計画及び第5次石巻市職員研修計画を策定する。

① 石巻市人材育成基本方針（第2次改訂版）

ア 改訂方針

今回の改訂に当たっては、これまでの基本方針の根幹を受け継ぎ、現況に合った新しい考え方を取り入れながら、施策の方向性をわかりやすく整理し、人材育成施策の目的や必要性を明確にすることで、その実効性の向上を図ることとする。

イ 主な内容

震災復興期間終了後において、益々厳しい行財政運営が想定される中、持続可能な魅力ある

まちづくりを推進するためには、これまで以上に環境の変化に応じた創意工夫や柔軟な対応、市民本位の行政運営が求められる。これを達成するためには「求められる職員像」の具現化が必要であり、人材育成施策を展開するに当たっては、「求められる職員像」を目指し、「意欲と能力を高める職員研修の推進」、「能力を高め発揮できる職場風土の醸成」、「意欲と能力を引き出す人事管理」の3つを施策の方向性として掲げている。

② 第2次石巻市人材育成基本計画

ア 目的

基本方針で示した人材育成施策の3つの方向性（「意欲と能力を高める職員研修の推進」「能力を高め発揮できる職場風土の醸成」「意欲と能力を引き出す人事管理」）に即した取組内容をより具体的に示し、人材育成を計画的に推進する。

イ 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

ウ 新規取組内容

- ・管理監督者のマネジメント能力向上のため意識啓発等の更なる推進
- ・新規採用職員の重点的な育成のため、チューター制度の導入
- ・東日本大震災を経験した被災自治体として教訓の継承
- ・ハラスメント対策の促進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進

③ 第5次石巻市職員研修計画

ア 趣旨

基本方針及び基本計画に基づき実施する研修についての具体の計画を示し、計画的かつ実効的な人材育成を推進する。

イ 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

ウ 重点項目

- ・管理職のマネジメント能力向上
- ・OJTの推進
- ・新規採用職員の重点的な育成（新規）
- ・リスクマネジメント能力の向上
- ・東日本大震災の教訓の継承（新規）

(2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市人材育成基本方針（第2次改訂版）策定
第2次石巻市人材育成基本計画策定
第5次石巻市職員研修計画策定

4 被災公共施設再建（廃止）方針の進行状況等について（財務部）

東日本大震災により被災した155の公共施設について、再建、廃止等に関する具体的な考え方や取組内容を施設別に示すため、平成24年8月に「被災公共施設再建（廃止）方針」（以下「方

針」という。)を策定した。

方針の進行管理を通じ、被災公共施設の早期再建、効率的な施設整備、統廃合等を進めるもの。

(1) 主な内容

① 方針の変更について（2施設）

取組の方向性を変更する必要が生じた「旧真野小学校跡地グラウンド」及び「相川公園グラウンド」について、別紙1のとおり方針の変更を行う。 ※分類は「廃止」のまま変更無し。

② 方針の進行状況等について

ア 方針分類の状況

施設ごとの方針を方向性別に「再建」、「廃止」、「検討」の3つに分類、上記1の取扱を踏まえた施設数は、「再建」67施設、「廃止」88施設、「検討」0施設となり、前年度と変更はない。その他、施設別詳細は別紙2のとおり。

【前年度との比較】

分類	令和2年度	令和元年度	増減
再建	67	67	0
廃止	88	88	0
検討	0	0	0
合計	155	155	0

イ 方針の進行状況（令和3年3月31日見込）

方針で示した取組の進行状況を「進行中」、「終了」、「休止中」の3つに分類、上記1の取扱を踏まえた施設数は、「進行中」が8施設、「終了」が147施設、「休止中」が0施設、前年度との比較増減は下表のとおりとなっている。

その他、施設別詳細は別紙2のとおり。

【前年度との比較】

分類	令和2年度	令和元年度	増減
進行中	8	19	△11
終了	147	136	11
休止中	0	0	0
合計	155	155	0

[進行中→終了]

- | | | |
|-----------------|-------------|------------|
| ・雄勝総合支所 | ・雄勝母子健康センター | ・北上総合支所 |
| ・旧石巻ハリストス正教会教会堂 | ・雄勝公民館 | ・北上公民館 |
| ・石巻野球場 | ・市民プール | ・追波川河川運動公園 |
| ・押切沼公園 | ・相川公園グラウンド | |

③ 方針が進行中の施設について

令和3年度中に取組終了見込みの施設

No.	施設名	所管部	今後の方向性
1	万石浦公園（グラウンド）	建設部	令和3年4月1日供用開始（取組終了）予定
2	齋藤氏庭園	教育委員会	令和3年6月末復元修理工事終了に伴い取組終了予定
3	牡鹿公民館		令和3年第2回定例会で公民館条例改正予定（取組終了）
4	石巻市民会館		文化ホール機能と博物館機能を併せ持つ複合文化施設として整備。令和3年秋頃複合文化施設全館供用開始に伴い取組終了予定
5	石巻文化センター		
6	雄勝グラウンド		艇庫、体育館、多目的運動場からなる、「雄勝体育施設」として令和3年4月1日供用開始（取組終了）予定
7	雄勝 B&G 海洋センター		

イ 令和4年度以降取組終了見込みの施設

No.	施設名	所管部	今後の方向性
1	旧真野小学校跡地グラウンド	教育委員会	仮残土置場（最長令和5年3月まで）としての使用終了後、用途廃止予定

(2) 今後の予定

- ・方針の進行状況等について

進行中8施設については、7施設が令和3年度中に終了し、1施設についても取組の終了が見通せる状況となったことから、進行状況の報告は本年度をもって終了する。

5 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税及び介護保険料の減免措置期間の延長について（健康部）

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方を対象に、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税（料）を減免してきたが、今般、減免措置に対する国の財政支援が令和4年3月31日まで延長される取り扱いが示された。

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 減免対象者の要件減免割合及び減免の実施方法については従前のおり。
- ② 減免の対象となる保険税（料）

令和元年度、令和2年度及び令和3年度の保険税（料）のうち、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

(2) 今後の予定

新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例及び新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

6 石巻市産業復興支援員の廃止及び石巻市6次産業化・地産地消推進センター業務の見直しについて（産業部）

東日本大震災による甚大な被害を受けた本市の復興を推進するため、本市産業の復興に関する業務の円滑な運営を図り、産業振興を通じた地域コミュニティ支援を進めるために設置していた産業復興支援員については、震災復興期間の満了を迎えたことから、あり方を検討する必要がある。

また、今後も6次産業化への支援は必要であり、事業者等からの相談対応・案件の掘り起こし、地域のブランドづくりなどのプロモーション業務を継続するためには、コーディネーター役の支援員は必要不可欠となっている。

石巻市6次産業化・地産地消推進センターに、これまでの支援員をコーディネーターとして配置することにより、事業者への継続的な支援を図る。

(1) 主な内容

石巻市産業復興支援員を廃止し、石巻市6次産業化・地産地消推進センターにコーディネーターを設置することにより、事業者等からの相談対応・案件の掘り起こし、地域のブランドづくりなどのプロモーション業務を継続して実施する。

【コーディネーター業務】

- ・事業者等からの相談対応及び案件の掘り起こし
- ・6次産業化支援及び担い手育成
- ・地域ブランドづくり及びプロモーション支援 等

(2) 今後の予定

令和3年4月 石巻市6次産業化・地産地消推進センター設置要綱の一部改正（同月1日施行）
市ホームページ等により周知

7 石巻市中小企業融資あっせん制度等の見直しについて（産業部）

東日本大震災の影響により直接的又は間接的に被害を受けた事業者に対する融資制度の「災害関連枠」については、震災後10年を経過し、事業者の復興に関する資金需要は減少している。

令和2年度をもって東日本大震災による「災害関連枠」を廃止するとともに、昨今の大規模災害の急増に鑑み、災害救助法や激甚災害に指定された災害で、市長が指定する災害により被害を受けた事業者への復旧支援のための「災害対応資金」を設置することにより、迅速な支援を図る。

(1) 主な内容

① 石巻市中小企業融資あっせん制度の改正

- ・制度資金名称：従来の「一般枠」を「一般資金」に、「災害関連枠」を「災害対応資金」に変更
- ・災害対応資金の貸付限度額：「2,000万円」を「1,000万円」に変更
- ・災害対応資金の取扱期間：「令和3年3月31日まで」を「市長が指定する日」に変更

② 石巻市緊急経済対策等保証料補給事業の見直し

上記①の改正により、東日本大震災関連の「災害関連枠」を廃止し、新たに「一般資金」及び「災害対応資金」としたことに伴い、保証料率を改定する。

改定後	現 行
一般資金 50%	一般枠 50%
災害対応資金 50%	災害関連枠 100%

③ 石巻市中小企業災害等資金利子補給金の見直し

上記①の改正に伴い、新たに災害救助法や激甚災害に指定された災害で、市長が指定する災害により被害を受けた事業者への復旧支援のために制定する「災害対応資金」への利子補給を実施するために改正する。

- ・実施内容：資金貸付日から3年間の利子を補給する（100%補給）

④ 石巻市中小企業融資災害関連利子補給事業の見直し

令和2年度まで実行された「災害関連枠」の利子補給を継続して支給するために改正する。

(2) 今後の予定

令和3年3月 関係要綱等の一部改正（同年4月1日施行）

市ホームページ等により周知

8 雄勝中心部の土地利用について（雄勝総合支所・半島復興事業部）

雄勝中心部の元集落は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、住まいの一部は近隣の高台に防災集団移転したものの、ほとんどの住民が内陸の河北団地を含む地区外に移転したため、雄勝中心部の低平地については、土地利用が見込まれない時期が続いていた。

雄勝中心部の低平地では、地区主導で移転元地等計画を検討し、官民連携により、公共事業と民間事業を組み合わせた土地利用を推進しながら、広場・緑地化を進めることとしており、雄勝中心部にとどまらない雄勝地域の活性化や地域交流拡大の一助とし、ひいては、未利用地の維持管理経費の削減を図る。

(1) 主な内容

雄勝中心部では、官民連携により、公共事業と民間事業を組み合わせた土地利用を推進しながら広場・緑地化を行う。具体的には以下のとおり。

<民間活用地・官民連携活用地>

公共事業として、残存する瓦礫の撤去、農業用の客土による整地を行う。

整地後、雄勝中心部に関係する団体が、地域振興のための土地利用（農業利用・地区共同利用）を行う。

<公共施設用地>

以下の3施設の整備を行う。

①（仮称）サクラ広場

震災のときに新山神社が地区住民の避難場所になったことを踏まえ、新山神社周辺を地区住民の憩いの場とする。「官民連携活用」としてのサクラの植樹のほか、地区住民共同により、

花畑や家庭菜園農地として利用する予定であるが、その中心に、公共施設としての「(仮称)サクラ広場」を設ける。

② (仮称) 雄勝地区多目的広場

雄勝中央(伊勢畑)団地の防災集団移転促進事業により消失した「雄勝中央公園」の代替施設として整備する。整備にあたっては、雄勝地区の住民だけではなく、雄勝地区に訪れる来訪者にとっても魅力的な公園施設を目指す。

③ フットパス(園路)

公共施設間の「民間事業者の土地利用」により生じた各施設を周遊しながら見学してもらうために、雄勝ガーデンパーク内の公共施設をつなぐ園路を設置する。

なお、基本的には、現道を活かし、ペイントによる路面標示等とする。

(2) 今後の予定

令和3年4月～ 公共施設の整備、民間活用地の基盤整備等の開始

7月～ 移転元地等利活用ガイドラインに則り、民間活用を推進する

[報告事項]

1 東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う関係条例の整理について(復興政策部)

本年4月に東日本大震災復興特別区域法の一部が改正されることから、石巻市東日本大震災復興交付金基金条例について整理が必要となった。

東日本大震災復興特別区域法の一部が改正されることに伴い、関係条例の一部について整理を行う。

(1) 主な内容

法改正に伴い、東日本大震災復興特別区域法において、復興交付金に関する条項(第78条から第84条)が削除されるため、石巻市東日本大震災復興交付金基金条例第1条の記載を改めるとともに、復興交付金の終了時期が明らかになったため、附則第2項を追加する。

【改正前】

第1条 東日本大震災特別区域法(平成23年法律第122号)第78条第1項に規定する
(以下略)

【改正後】

第1条 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)第2条の規定による改正前の東日本大震災特別区域法(平成23年法律第122号)第78条第1項に規定する(以下略)

附則第2項 この条例は、令和4年12月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(2) 今後の予定

令和3年3月 石巻市東日本大震災復興交付金基金条例の一部改正の専決処分を行い、次回開

催される市議会に報告し、その承認を求める。

2 東日本大震災に伴う健康診査等及び予防接種費用助成制度の廃止について（健康部）

東日本大震災により他の市区町村への避難を余儀なくされた石巻市民の健康維持のため、避難先の市区町村で健康診査や各種検診及び予防接種を受けた方に対し、医師会との契約単価を上限に助成を行ってきた。

実施から10年が経過し、令和元年度及び令和2年度の申請実績が無いことから、本制度を廃止する。

(1) 主な内容

令和2年度をもって、東日本大震災に伴う健康診査等及び予防接種費用助成制度を廃止する。

(2) 今後の予定

令和3年3月 東日本大震災に伴う健康診査等及び予防接種費用助成要綱の廃止
(同年4月1日施行)

【その他】

- ・令和2年度庁議の終了について（市長）
- ・令和3年第2回定例会会期日程（予定案）について（総務部）
- ・人事異動に際しての各部署への挨拶等について（雄勝総合支所）

以上